

5 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

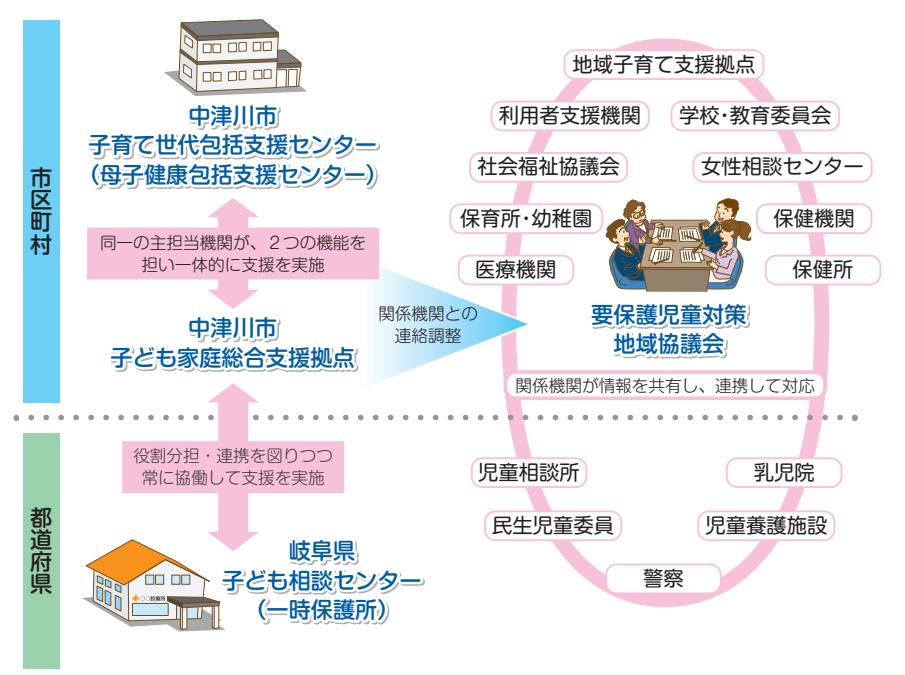
教育・保育及び、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

本市の教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業については、中心市街地の施設は周辺部の各地域からの利用があることや、周辺部の施設においても地域間での利用があるため、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は全市1つとして設定します。ただし、確保方策については、地理的条件、人口・交通事情その他社会的条件などを考慮したうえで進めていきます。

子育て世代包括支援センターについて

子育て世代包括支援センターの概要

すべての妊産婦及び乳幼児とその保護者を対象に、予防的な観点から母子保健事業と子育て事業を一体的に提供することで、包括的な支援を実施します。
また、育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問等による援助・育児指導や相談体制の充実を図るため、子ども家庭総合拠点を設置し、適切な対応ができるよう関係機関と連携し、子どもの権利擁護、虐待に対する親への指導、家族関係の修復支援などを、効果的・効率的に実施できるネットワーク体制の強化を図ります。



6 計画の進行管理

施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を進めるために、「PDCAサイクル」による「継続的改善」の考え方のもと、庁内関係各課を中心に具体的施策の進行状況について把握するとともに、「中津川市子ども・子育て会議」にて施策の実施状況について点検し、これに基づいて対策を実施します。

また、「施策の展開」に位置付けている各事業について、指標に基づき評価・分析し、随時必要に応じて事業の見直しを行います。

発行年月：令和2年3月
 発行：中津川市 市民福祉部 子ども家庭課
 〒508-8501 岐阜県中津川市かやの木町2番1号
 電話：0573-66-1111



第二期中津川市 子ども・子育て支援事業計画

みんな子育てやろまいか なかつっ子プラン

令和2年度～令和6年度

令和2年3月
岐阜県 中津川市



1 計画の策定にあたって

計画策定の背景と趣旨

中津川市では、第一期「中津川市子ども・子育て支援事業計画」の進捗状況、課題を整理するとともに、子ども・子育て支援に係る現在の利用状況や潜在的な利用ニーズを把握したうえで、教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、提供体制の確保とその実施時期等を盛り込んだ「第二期中津川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。第一期計画の基本的な方向性や該当する取り組みについて継承していきます。
また、計画内容と実態にかい離が生じた場合は、計画の中間年において計画の見直しを行います。

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
--------	--------	--------	--------	-------	-------	-------	-------	-------	-------

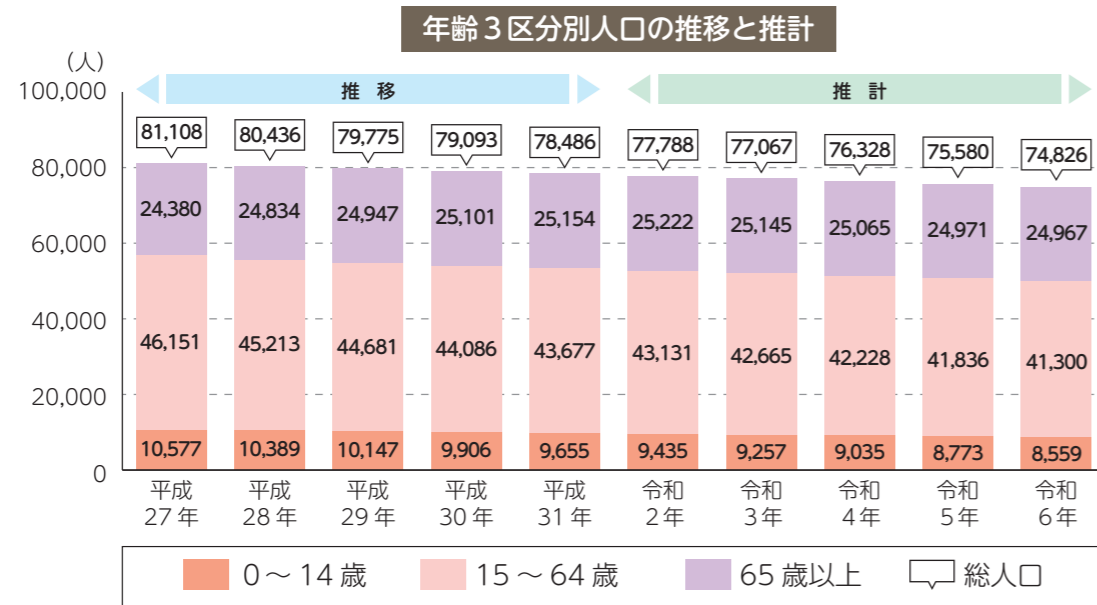
中津川市子ども・子育て支援事業計画（第一期）

第二期 中津川市子ども・子育て支援事業計画（本計画）

2 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

中津川市の人口推移と推計

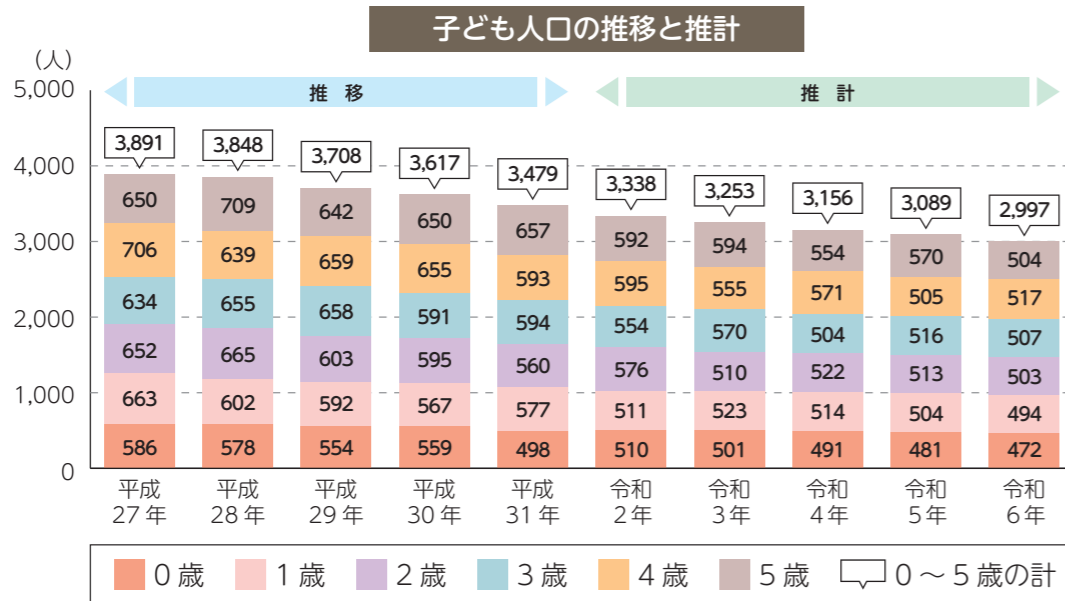
本市の3区分別人口の推移と推計をみると、0～14歳の年少人口は減り続けており、15～64歳の生産年齢人口も減少傾向にあるなかで、65歳以上の高齢者人口の割合は増加していることから、少子高齢化が進んでいることがうかがえます。



出典：実績値…中津川市「住民基本台帳」各年4月1日現在
推計値…コーホート変化率法により算出

子どもの人口の推移と推計

本市の0～5歳の子ども人口の推移と推計をみると、年齢によっては増加している年があるものの、全体的に減少する見込みです。



出典：実績値…中津川市「住民基本台帳」各年4月1日現在
推計値…コーホート変化率法により算出

子ども・子育て支援事業計画のための調査結果からみた課題等

◆保育サービスや相談窓口の周知、情報提供方法の見直しについて

親族・知人等からの協力を得ることが難しい保護者に対し、既存の保育サービスや相談窓口の周知等、更なる情報提供を行うとともに、地域の保育力の強化及び、行政の相談窓口をより機能させる取り組みが必要です。

◆定期的な教育・保育事業について、利用実態と利用希望の乖離について

「認定こども園」については、これまで通り統合や再編を計画的に進めるとともに、定期的な教育・保育に対するニーズの多様化に対応できるよう整備を進めていく必要があります。

◆父親の育児参加を促進について

ニーズ調査の結果より、育児休暇の取得や短時間勤務制度の利用は母親の役目であるという役割意識の定着がうかがわれるため、父親が育児休業を取得しやすい職場環境づくりをはじめ、父親の育児参加の促進やワーク・ライフ・バランスの取り組みなど、父親の育児参加を促すための対策を進めていく必要があります。

◆子育ての悩みを相談する場の環境づくりや情報提供サービスの強化について

子育ての悩みを少しでも解消するため、情報提供やサービス提供体制の強化を図るとともに、児童虐待を未然に防ぐための対策や体制づくりを推進する必要があります。

3 計画の基本的な考え方

基本理念

本市の子ども・子育て支援施策の推進に当たり、目指すべき基本理念を次のとおり掲げます。



子どもは社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人ひとりの子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。安心・優しさをもって、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も成長し、心豊かな親子を育むことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、子どもは地域やまちが成長するための根幹であり、財産であるといえます。

地域の人たち・社会全体の力を合わせながら、すべての市民が心から「住んでよかった」、「住み続けたい」と思えるように、かがやく未来へ進み続ける中津川市を推進します。

🏠 基本的な視点(大切にしたい3つの視点)

1 すべての子どもの育ちの視点

子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育が、良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。



2 子育て家庭を育む視点

保護者が自己肯定感をもちながら子どもと向き合える環境を整えることが、子どものより良い育ちを実現することにつながります。保護者としての自覚と責任を高め、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、家庭での子育て力を高めていきます。

3 地域で子どもを育む視点

子どもの育ちにとってより良い環境となるように、地域で子どもや子育てを見守り、支えあうことができるような仕組みづくりを進めます。

1 家庭における子育てへの支援

- (1) 多様な子育て支援サービス環境の整備
- (2) ひとり親家庭の自立支援の推進
- (3) 子育て家庭への経済的支援
- (4) 母と子どもの健康の確保
- (5) 要保護児童への支援

2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

- (1) 就学前教育・保育の体制確保
- (2) 生きる力を育む園・学校教育の充実
- (3) 幼・保・小の連携
- (4) 配慮が必要な子どもへの支援

3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

- (1) 家庭や地域の教育力の向上
- (2) 世代間交流を生かした教育力の向上
- (3) 地域における子どもの居場所づくりの推進
- (4) 安全・安心なまちづくり

4 子育てしやすい家庭や職業環境の整備

- (1) 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- (2) 産休・育休復帰後に教育・保育を円滑に利用できる環境の整備

4 施策の展開

基本目標1 家庭における子育てへの支援

妊娠・出産・乳幼児期の育児を通して、すべての子育て家庭が適切な助言や公的なサービスを受けられる体制づくりを進めるとともに、虐待・貧困・ひとり親など困難な環境にあって支援が必要な子育て家庭を支えるための支援体制の充実や、関係機関との連携強化を図ります。

施策の方向1 多様な子育て支援サービス環境の整備

様々な地域資源の活用を図りながら、きめ細かな子育て支援サービスを提供するとともに、様々な場所での相談や情報提供を行い、保護者の育児負担の軽減を図ります。

また、地域ぐるみで子どもの育ちを支えるため、保護者や地域の人々が参画する支援の仕組みづくりを推進します。

- 重点事業
- 子育て支援情報ネットワーク事業【子育て情報の提供】(子ども家庭課)
 - 利用者支援事業(子ども家庭課)

施策の方向2 ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援、就業支援、経済的支援等、総合的な支援に努め、自立に向けた制度の充実を図ります。

- 重点事業
- ひとり親家庭の相談支援(子ども家庭課)



施策の方向3 子育て家庭への経済的支援

経済的な理由で子どもを生み育てることが困難な状況にならないよう、各種手当等による経済的支援を行います。

- 重点事業
- 乳幼児等福祉医療費の助成(社会福祉課)

施策の方向4 母と子どもの健康の確保

安心して出産・子育てができるよう、関係機関との連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭がゆとりをもって楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

また、医療法人や関係医療機関との連携を強化しながら、周産期医療に取り組みます。

- 重点事業
- 乳幼児健康相談事業(健康医療課)

施策の方向5 要保護児童への支援

育児不安や児童虐待の早期発見に努め、訪問による援助・育児指導を拡大するとともに、安心して妊娠・出産・子育てができるように子育てに関する様々な相談に応じます。また、必要な情報・サービスの提供を行い、育児不安や児童虐待の軽減を図ります。

- 重点事業
- 要保護児童・DV防止対策地域協議会活動の実施(子ども家庭課)
 - 子育て世代包括支援センター事業(子ども家庭課)

基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

障がいのある子どもとその世帯に対し、きめ細かな支援を実施するために、保健・医療・福祉・教育等の関係機関との連携を強化し、障がいの早期発見からその後の療育まで、切れ目のない支援を進めていきます。

また、小学校の教職員等が教育・保育についての理解を深めるとともに、幼稚園・保育園・認定こども園から小学校生活へ、円滑な移行を目指します。

施策の方向1 就学前教育・保育の体制確保

- 重点事業
- 教育・保育の充実(幼児教育課)
 - 病児・病後児保育の実施(子ども家庭課)
 - 学校規模等適正化基本計画の推進(教育企画課・幼児教育課)

施策の方向2 生きる力を育む園・学校教育の充実

- 重点事業
- 命の教育の充実(学校教育課・健康医療課・幼児教育課)
 - 絆プランの推進(幼児教育課・学校教育課)



施策の方向3 幼・保・小の連携

- 重点事業
- 幼児教育推進事業(幼児教育課)

施策の方向4 配慮が必要な子どもへの支援

- 重点事業
- 障がいを持つ子への支援の充実(幼児教育課)
 - 放課後等デイサービスの充実(社会福祉課)
 - 発達相談の充実(幼児教育課)

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

子どもたちが心身ともに健やかに成長できるよう、地域資源を活用し、気軽に集い、育児の悩みや不安を共有・共感できる場を提供するとともに、子どもの居場所づくりや、子どもたちの地域活動に対する支援を充実させます。また、通学路の安全点検や地域の防犯活動に取り組むことで、地域の目で子どもを守ることができるよう支援します。

施策の方向1 家庭や地域の教育力の向上

保護者が親としての自覚を持ち、子どもと向き合いながら自分らしい子育てができるよう、家庭・地域での子育てを支援し、社会全体で子どもを育てる活動を積極的に進めます。

- 重点事業
- 学力アッププログラムの推進(学校教育課・幼児教育課)
 - 絵本で子育て事業(図書館・健康医療課)

施策の方向2 世代間交流を生かした教育力の向上

核家族化の進展や地域とのつながりが希薄になってきていることから、地域の人々や団体の協力を得て、異年齢の人たちと子どもたちとの交流を図り、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

- 重点事業
- 児童館・児童センターにおける世代間交流(子ども家庭課)

施策の方向3 地域における子どもの居場所づくりの推進

学校の空き教室など公共施設の活用等により、放課後の子どもの安全安心な居場所づくりを推進します。また、地域の中で安心して子ども同士が交流を行う場として、子どもが主体的に活動や学習、遊びができるような取り組みを積極的に推進します。

- 重点事業
- 放課後児童健全育成事業(子ども家庭課)
 - 放課後子ども総合プランの推進(子ども家庭課)

施策の方向4 安全・安心なまちづくり

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指すとともに、子どもを交通事故や犯罪から守るため、関係機関との連携・協力の強化を図り、交通事故や犯罪に巻き込まれないための対策を推進します。

- 重点事業
- スマートフォン・携帯電話・パソコンなどの情報モラルの啓発(防災安全課・学校教育課)
 - 子どもの安全を守るパトロール隊(地域安全ボランティア団体)の推進(防災安全課・学校教育課)

基本目標4 子育てしやすい家庭や職業環境の整備

保護者が子育ての喜びを実感しながら仕事を続けられる社会をつくるためには、家庭・企業・社会における性別による固定的な役割分担意識の改善とともに、仕事と生活の調和のとれる働き方への理解や浸透に向けた取り組みを推進していきます。

施策の方向1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

仕事と子育ての両立のためには、家庭の重要性を再認識するとともに、仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりの浸透・定着が必要なことから、事業所に対して意識啓発を進めていきます。

- 重点事業
- 企業の意識向上の推進(市民協働課・工業振興課)

施策の方向2 産休・育休復帰後に教育・保育を円滑に利用できる環境の整備

核家族化の進展や地域とのつながりが希薄になってきている中、地域の人々や団体の協力を得て様々な世代の人たちと子どもたちとの交流を図ることにより、地域ぐるみで子どもの育ちを支えます。

- 重点事業
- 教育・保育の充実(再掲)(幼児教育課)
 - 利用者支援事業(再掲)(子ども家庭課)

